



長瀬町 商工会たより

HP <https://www.nagatoro.or.jp>
Mail nagatoro@syokoukai.jp

Vol.353

10

発行責任者 福島 博
編集責任者 川端 貴雄
編集担当者 茂木 純一

TEL: 0494-66-0268

FAX: 0494-69-1030



10月1日最低賃金額改定

令和5年10月1日から埼玉県最低賃金は時間額1,028円(引上げ額41円)となります。埼玉県最低賃金は、賃金の最低限度を定めるもので、年齢や雇用形態に関係なく、パートや学生アルバイトを含め、県内の事業場で働く全ての労働者に適用されます。使用者も、労働者も、賃金額が1時間当たり1,028円以上かどうか必ず確認しましょう。

詳しくは、埼玉労働局労働基準部賃金室(電話048-600-6205)又は最寄りの労働基準監督署へお尋ねください。(記事担当 齋藤 美江)



インボイス制度に関する説明会

日程	時間	電話事前登録日
10月31日 (火)	10:00~	10月27日(金) 17時まで
	11:00	
	13:30~ 14:30	
11月28日 (火)	10:00~	11月24日(金) 17時まで
	11:00	
	13:30~ 14:30	
12月19日 (火)	10:00~	12月15日(金) 17時まで
	11:00	
	13:30~ 14:30	

◆内容 インボイス制度の概要 消費税の仕組み、
制度概要：個人事業者(免税事業者)対象

◆開催場所 秩父税務署1階会議室

(秩父市日野田1丁目2番41号)

詳細につきましては 秩父税務署法人課税部門

0494-22-4433(代表)までお問い合わせください。(記事担当 浅見 裕子)



小規模事業者持続化補助金 (一般型) 公募について

小規模事業者持続化補助金とは、小規模事業者が自社の経営を見直し、自らが持続的な経営に向けた経営計画を作成した上で行う販路開拓や生産性向上の取組費用の2/3(補助上限額:50万円~200万円)を補助する制度です。(補助上限額は申請する類型により異なります)

○公募対象者

商業・サービス業 (宿泊業・娯楽業除く)	常時使用する従業員の数 5人以下
宿泊業・娯楽業 製造業その他	常時使用する従業員の数 20人以下

○第14回受付締切

令和5年 12月 12日(火)

※原則電子申請にて申請となります。

※事業支援計画書発行(商工会発行書式)の

受付締切は令和5年12月5日(火)まで

詳しくは、商工会までお問い合わせください。

(記事担当 茂木 純一)



長瀬町物価高騰対策事業者支援金 について

長瀬町ではエネルギー価格や物価高騰の影響を受けている事業者を支援するため、標記支援金の申請受付を開始しています。

なお、令和4年度長瀬町原油価格・物価高騰対策事業者支援金の給付を受けた事業者は提出書類が簡略化されております。

申請書類等は長瀬町役場ホームページからダウンロードできますので、長瀬町役場産業観光課窓口へ申請してください。ご希望の方は商工会窓口で申請書一式をお渡ししております。

申請期限は令和5年12月28日(木)までですので、対象者は申請をお忘れないようにご注意ください。(記事担当 竹内 紀昌)



街をきれいにしましょう

毎年恒例の、県下商工会統一事業として会員事業所参画による全町一斉美化清掃活動を今年も開催します。事務所や工場・自宅の周辺等の公的な場所などから、空き缶やタバコ吸殻等を一掃するため、是非ご協力ください。なお、集めたゴミの処理は、各自でお願い致します。

- ◆10月16日(月) AM7:00～9:00
(記事担当 竹内 紀昌)



さいたま共済(埼玉県中小企業共済) 各種共済制度のご案内

さいたま共済ではお手頃な掛金で大きな保障の各種共済制度を取り扱っております。

◆生命傷害共済

月々300円から。事業主、家族、従業員の方の主にケガに対して保障する共済です。

◆所得補償共済

会社役員や従業員の方が病気やケガで働けなくなった時の所得を補償する共済です。

※今月は組合の職員と同行し巡回を行う予定です。訪問の際はご対応頂けたら幸いです。

※上記共済について、詳しくは同封のチラシをご覧ください。

(記事担当 茂木 純一)



2024年ビジネスノート、 商工会たより協賛広告募集

商工会たより、及び2024年ビジネスノート発行にあたり、下記のとおり協賛広告を募集します。ご希望の方は商工会まで。

- ◆商工会たより……23mm×90mm
3,000円(1年間)
- ◆ビジネスノート……42mm×160mm
5,000円
- ◆締切……10月13日(金)まで
(記事担当 島崎 洗平)



事業主の退職金制度です

小規模企業共済は、事業主が事業をやめたり、役員を退いた場合の生活安定を図る、事業主のための退職金制度です。掛金は全額所得控除でき、大変お得です。

◆加入できる方……

従業員数が、商業・サービス業は5人以下、製造業は20人以下の個人事業主・法人役員

◆掛金……

月額1,000円から70,000円まで、500円単位で自由に決められます。

詳しくは商工会までお問合せ下さい。

(記事担当 浅見裕子)



新型コロナマル経取扱延長について

新型コロナウイルスまん延に伴い、開始された新型コロナウイルス対策マル経(コロナマル経)融資が、下記の日程まで延長されました。

◆令和6年3月31日まで

詳しくは、商工会までお問い合わせください。

(記事担当 島崎 洗平)



新入会員のお知らせ

新入会員の方をご紹介します。(敬称略)

- ◆代表者：大沢山治 地域：井戸
業種：溶接業

日本政策金融公庫 金融審査会 毎月第1金曜日までの申込分を 第2週木曜日審査会	
9月末現在商工会員数 ³⁵² 名	組織率 94.6%